

## 第32回入善町農業委員会議事録

平成26年2月27日午後1時00分から第32回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
15番 野島浩	16番 米山義隆	17番 福島信子	18番 若島せつ子

欠席委員 2名

7番 寺崎敏明            14番 高見敏明

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会 主幹	横山国昭
入善町農業委員会 主任	上田安彦

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第113号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

先日の、「認定農業者と農業委員会との意見交換会」では、いろいろな意見が出されましたが、農地中間管理機構などの新しい制度については、やはり、まだまだ不明な点がたくさんあります。農業委員会としても、今後の動きに注視していかなければなりません。

話は変わりますが、春めいてきて、PM2.5が飛んできているようです。農業新聞では、屋外での農作業はひかえるよう注意していましたが、これからの季節、そうも言っていないのでどうしたものか、と思ってしまう。

それでは、本日も最後まで、慎重審議をよろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

第32回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3終了までといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。12番酒井委員と15番野島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第113号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第113号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年2月27日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規58件、更新52件、合計110件の申請があります。件数が多いので、地区ごとに報告させていただきます。

まず新規です。

入善地区はありません。

上原地区は7件、19筆、14,933㎡。

青木地区は13件、16筆、17,024㎡。

飯野地区は7件、13筆、23,389㎡。

小摺戸地区は2件、7筆、12,529㎡。

新屋地区は12件、42筆、89,671㎡。

柵山地区は11件、28筆、59,562㎡。

横山地区は1件、8筆、17,934㎡。

舟見地区は1件、4筆、6,216㎡。

野中地区は4件、7筆、10,150㎡。

以上、新規の合計は、58件、144筆、251,408㎡です。

続いて更新です。

入善地区は3件、10筆、25,405㎡。

上原地区は11件、16筆、20,965㎡。

青木地区は4件、8筆、17,904㎡。

飯野地区は13件、34筆、62,501㎡。

小摺戸地区は2件、3筆、2,065㎡。

新屋地区は7件、25筆、55,669㎡。

柵山地区は5件、9筆、16,758㎡。

横山地区は1件、9筆、18,196㎡。

舟見地区は3件、4筆、8,195㎡。

野中地区は3件、10筆、21,138㎡。

以上、更新の合計は、52件、128筆、248,796㎡です。

今回は新規と更新合わせて合計110件、272筆、500,204㎡の申請です。

来年度から、農地集積協力金の対象要件が変更になり、規模拡大交付金については廃止されることから、今回決定し公告する利用権設定までが、平成25年度の補助金の対象となります。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。  
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

綿委員

最終的に、人・農地プランの農地集積協力金の該当件数や補助金額は、どのくらいになったのでしょうか。

事務局

前回と今回の農業委員会分を合計してですが、まず、経営転換協力金の30万円に該当するものが17件、50万円に該当するものが45件で、70万円に該当するものはありませんでした。分散錯圃解消協力金については、36件となり、全体の合計で、98件、補助金額で、28,499,500円となりました。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第113号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局から何点かお知らせいたします。まず、前回意見をお聞きした、規制改革会議等における議論のため、「農業委員会の改革に向けた組織討議と意見の集約について」というアンケートに

ついてですが、集計結果をまとめましたので、ご確認ください。

竹島事務局長

先日、国の経営局と県庁農政担当部課長との意見交換会がありましたが、明日には、経営局と市町村及び農業委員会との意見交換会があり、北陸では、新潟市か上越市と、入善町が選ばれて、鍋嶋会長と私とで出席してまいります。

農業委員会の公選制など、農業委員会の立場を擁護するよう発言してまいりたいと考えています。

事務局

次に、前回もお知らせしましたが、農業委員等研修会が、3月10日、月曜日、午後1時30分から、とやま自遊館で開催されます。いつものように、役場正面からマイクロバスで12時に出発したいと思いますので、遅れないようお集まりください。なお、この場で出欠を確認させていただきますので、欠席される方や、マイクロバスを利用せず自分で向かわれる方などおられましたら、お知らせください。

最後にもう1点ですが、農業委員活動記録簿について、今年度後半の活動記録の集計を、次回の農業委員会時に集めたいと思いますので、ご記入の上お持ちくださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見がないようですので、これをもちまして第32回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、平成26年4月8日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後1時20分）